

管理番号 (事務局 記入欄)	①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	②提案主体の住所			③提案名 (必須)	④事業の実施 場所 (任意)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥⑤の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案 する新たな措置の内容 (必須)	⑩回答者の連絡先 ※非公表情報					⑪提案の公表 の可否 (必須)	⑫特記事項 (任意)	⑬添付ファイル がある場合は、 その有無 (必須)
		都道府県名 (必須)	市町村名 (必須)	番地 (任意)								所属 (必須)	氏名 (必須)	e-mailアドレ ス (必須)	電話番号 (必須)	FAX番号 (必須)			
	一般社団法人新経済連 盟	東京都	港区赤坂	1-14-5 アー クヒルズエグゼ クティブタワー N811	Japan Ahead	全国どこでも	<p>1. 最先端社会・スマートネイションを生み出すための環境整備</p> <p>(1) 新産業創出のための規制改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・シェアリングエコノミーの実現/ 遊休資産の有効活用</li> <li>・訪日外国人を1億人にするためのプロジェクト-実行 ⇒ 移動手段・宿泊手段の提供</li> <li>・少子高齢化対応 ⇒ 介護施設の有効活用、ベビースイッチャーサービス提供</li> <li>・新しい働き方対応 ⇒ すきま時間を活用した専業主婦・主夫や高齢者の労働</li> <li>・新サービス(自動運転車等)への対応</li> </ul> <p>2. 世界で戦える環境の整備</p> <p>(1) 企業の単体財務諸表及び財務申告上の会計利益にIFRSの使用を認める。</p> <p>(2) 期間にとわれない新たな労働制度を構築する。</p> <p>3. イノベーションを起こすグローバル人材の育成</p> <p>(1) プログラミング教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・21世紀型企業として小学校から必修科目に【規制緩和・制度改正】</li> <li>・プログラミングを活用して起業するスター人材の育成(海外への留学強化など【必要に応じて規制緩和・制度改正】)</li> </ul> <p>(2) 高校の科目「情報」で大学受験できるようにする【規制緩和・制度改正】</p> <p>(3) 学校教育の充実(アジアの中でトップクラスを目指す)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学入試に民間の外部試験を活用【規制緩和・制度改正】</li> <li>・小学校低学年からの早期教育の実施と高学年での授業数の増加及び教科化【規制緩和・制度改正】</li> </ul> <p>(4) 学校改革</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・デジタル教科書を認める。【規制緩和・制度改正】</li> <li>・外部の優秀な人材を活用するため教員免許を弾力化するための法的整備を行う。【規制緩和・制度改正】</li> </ul> <p>(5) 株式会社立学校</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社立の小学校・中学校・高等学校を認めた上で、会社法と学校法人との経営・運営面におけるイコ ルフティングを確保する。</li> </ul> <p>4. 超最先端の実現</p> <p>(1) 大規模イベントにおける道路使用許可及び広告表示規制の弾力化</p>	<p>1- (1) 所有型から共有型へという人々のライフスタイルの変化に合った経済活 動を行いやすくすることで、次なる経済成長の核の一つとする。</p> <p>2- (1) IFRSと日本基準の両方を作成する負担をなし、国内におけるIFRS使用 の拡大を促すことにより、我が国企業が世界で戦うための土壌をつくる。</p> <p>2- (2) 雇用主においては、従業員が出した成果に応じた合理的な業績評価を できるようにし、従業員においては、より柔軟で自分の生活スタイルに合った働 き方が可能となる。</p> <p>3- (1) 子供たちが、十分なIT知識と論理的思考能力を得、将来的な起業などグ ローバル人材に必要な素養を備えることができる。</p> <p>3- (2) 早期教育によって、抵抗感なくコミュニケーションとしての英語を身に付 けるための基礎環境をつくる。</p> <p>3- (3) デジタル化された教科書を普及させることにより、子供一人ひとりの習熟 度に応じた個別学習、子供が互いに教え合い学び合う協働学習、教師による学 習履歴の活用や情報共有の可能性が広がる。 また、教員免許は持たないが特定分野の教育に長けているスペシャリストに教 科全体を単独で担当してもらう、ということが可能になり、従来にはない機動的 な授業・生徒指導・生徒評価等が期待できる。特に英語や情報の授業に おいては社会での実務経験豊富な人材が教員となることにより、グローバル感 やビジネスマインドを養うことに役立つ。</p> <p>3- (4) 学校現場に、従来の枠を超えた民間活力による新たな発想・アイデア を生み出し、多様な教育を実現、促進する。</p> <p>4- (1) 道路を柔軟に使用できるようにすることにより、大規模イベントの開催が 容易となり、都市の魅力向上、世界に発信し得る新たなソフトパワーの育成等に つながる。</p>	<p>1- (1) 現行法は、空き家や個人宅の空き部屋を個人レベルで料 金をとって他人に短期賃貸したり、個人が自家用車を用いて運賃の 支払いを兼ねたライドシェアリングを行ったりすることを想定してお らず、我が国でこれを行うと違法と判断される可能性がある。</p> <p>2- (1) 現在、単体財務諸表及び財務申告においてIFRS適用が認め られていないため、単体財務諸表をIFRSで作成しても、単体・財務申 告は日本基準で作成し直さなければならない。</p> <p>2- (2) グローバリゼーションに伴う地球規模への対応、時間や場所 の制約を受けない柔軟なワークスタイル、成果に基づく業績評価な ど、現行の硬直した労働法制に馴染まない職種、仕事、働き方が拡 大しているが、それらに十分対応できていない。</p> <p>3- (1) 子供たちが学校教育の場でプログラミングを学ぶ機会が殆ど なく、グローバル人材育成のための基礎的土壌をつくるのに不十分。</p> <p>3- (2) 語学は単独の単独の身に付く機会が高まると考えられる が、現在は小学校低学年からの教育には至っていない。</p> <p>3- (3) デジタル化された「教科書」は現在の制度では教科書と認め られず、それ故に、教科書の権利制限規定や無償転写に該当しな い、これにより、電子教科書が普及し、デジタル化によっても たらされると考え得る新たな教育の可能性が期待されている。 また、現在の制度(特許非開示申請・特許免許状・外国語指導助手を 含む)では、教員免許を持っていないが、特定科目の教育に関する高 度なノウハウを有する人材を学校教育の場で継続的に有効活用す ることが難しい。</p> <p>3- (4) 現在、「構造改革特区」として認められた株式会社立学校が 存在するが、学校法人と異なり、法人税が課税され、また私学助成金 の対象ともならなかったため、多くは数割コストのかからない連信制を 選択し企業努力による学校経営を行っている。学校運営・指導面にお いてこのような株式会社立連信制の学校に関しては、学校教育法上 は単一学校としての取扱いながら、文部科学省からは、特区法上の直 接・試験・活用等の指導を特区内で行うべきという指導が為されて おり、他の学校法人の広域連信制高校で認められている協力校の制 度も適用されたい。</p> <p>4- (1) 催事開催における道路使用のルールが不明確であり、例え ば、歩行者天国が行なわれていても、当該道路で催事の開催が認め られないケースがある。また協賛・協力社の開催直前の広告表示に も規制があり、なかなか意図した広告が表示できない。</p>	<p>1- (1) 道路運送法、旅館業法、児童福祉・介護 福祉法、労働関連法令、金融関連法令 等</p> <p>2- (1) 金融商品取引法、会社法、法人税法等</p> <p>2- (2) 労働基準法第三十二条、三十四条、三十五 条、三十七条等</p> <p>3- (1) 小学校学習指導要領、小学校学習指導要 領解説、中学校学習指導要領、中学校学習指導要 領解説</p> <p>3- (2) 小学校学習指導要領、小学校学習指導要 領解説</p> <p>3- (3) 学校教育法第三十四条、義務教育諸学校 の教科用図書無償措置に関する法律第三条、香 港特派員法第三十三条、教科書の発行に関する臨時指 導法第三条、学校教育法第三十四条第二項、学校 教育法第五条、教育職員免許法第三条等</p> <p>4- (1) 道路交通法第七十六条、七十七条、各自治 体の道路交通規則、屋外広告物条例</p>	<p>1- (1) 各種シェアサービスを合法的に行なうこ とができるようにする。</p> <p>2- (1) 単体財務諸表及び財務申告上の会計利益 でIFRS使用を認める。</p> <p>2- (2) 「ベンチャー企業」「知識社会型対応企業」 等の企業類型を設定し、これらに該当する企業は、 企業単位で、労働時間・休日・休暇・割増賃金がい ずれも適用されない新たな労働時間制度を適用でき るようにする。その際、健康診断の複数受診の推 進、産業医によるコンサルテーションの積極活用 等、従業員の健康管理の枠組みを整備させる。</p> <p>3- (1) 公立の小学校においてプログラミング教 育を、一定の時間を定期的に確保する方向で必修と する。</p> <p>3- (2) 小学校低学年から英語を必修化する。</p> <p>3- (3) デジタル化された教科書を学校教育法等上 の教科書と認める。 また、英語・情報等の特定教科で、教員免許を持た ない者でも、経験・意欲等、一定の条件を満たす場 合は、本人の申請により、みなし教員免許を付与す る仕組みを法令上整備する。</p> <p>3- (4) ① 株式会社立の小学校・中学校・高等学校の設置 を国家戦略特区としても認める。 ② ①について、他の学校法人同様法人税の課税 措置、及び、私学助成金の対象となることができる ための措置を講ずる。 ③ 株式会社立連信制の学校の直接指導等につ いても高等学校連信教育規定の適用を可とする。(他 の学校法人と同様の措置を可とする)</p> <p>4- (1) 催事開催のための道路使用許可につ いては、歩行者天国を行なっている場合は原則許可 するなど、開催を容易化する方向で、地方の規制の 緩和を行なう。広告表示についても、広告の形状、色 、大きさ等に関する国・地方の規制を大幅に緩和す る。</p>						a 全て公表可		有